

## **[事案 29-287] 契約無効請求**

・平成 30 年 11 月 8 日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

### **<事案の概要>**

募集人の不適切な話法や募集行為により誤解して契約したことを理由に、契約の無効を求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 28 年 7 月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から口頭で、保険料が全額経費計上できると説明を受けたが、虚偽であった。
- (2) 決算後の納税資金として現金を手元に置いておきたいと募集人に相談すると、保険料は銀行に預けると変わらず、解約すれば現金がまとまって返ってくるので大丈夫と説明されたが、解約返戻金はなかった。
- (3) 募集人と飲酒した後に申込手続きを行っており、設計書等の説明書面は交付されず、募集人の口頭説明のみで契約した。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書には経理処理の説明は記載されておらず、募集人は、経理処理に関する説明はしていない。
- (2) 募集人は、受取額が将来的に銀行預金よりも有利であると説明したが、銀行預金と同じであるとは説明していない。
- (3) 飲酒開始後であっても、申立人代表者には鮮明な記憶があることから、十分な判断力のもと申し込んでいる。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人代表者、募集人に対し事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、申立人代表者が経理処理について誤解していたとは認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人代表者と募集人が飲食店で飲酒した後に募集が行われているが、申込前の申立人代表者の飲酒量として、一般的には、酩酊初期か酩酊期の状態となる量であった。申立人代表者は、相当量の飲酒中または直後に募集人から説明を受けたことになり、飲酒後の酩酊状態で、申込内容の最終的な確認・判断をできるか疑わしい状態であった可能性が高い。
- (2) 募集人としては、申込者の判断力に疑義が生じる状況で募集したことは適切とは言い難い。加えて、募集人も飲酒後に募集していたことからすれば、誤解を与えない正確な説明や十分な理解の機会が確保されていたとは言い難く、募集行為は不適切であった。

- (3) 募集人には、顧客のニーズを把握したうえで、ニーズに即した商品を案内することが求められるが、本事案では、申立人の意向を事前に把握せずに勧誘し、ニーズの把握が不十分なまま、当日中に申込手続きに至っている。
- (4) 後になって、募集人は申立人代表者から解約の要望を受けながら放置し、速やかに手続きを案内していない。
- (5) 一方、申立人は法人であるので、保険契約が直接経営に関係する以上、申立人代表者にも、経営上の慎重な判断が求められた。